

平成24年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

ガラスびん・茶色

利用事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式

特定事業者コード

特定事業者名

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入 (kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量 小数点第1位を四捨五入 (kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により消費した特定容器の量 小数点第1位を四捨五入 (kg) ③	個々の特定事業者のガラスびん(茶色)の排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価 (円/kg) (消費税を含みます)	再商品化実施委託料金(円)
食料品					0.35175	(A)	/	/
清涼飲料等					0.33292	(B)		
酒類					0.35038	(C)		
医薬品					0.33903	(D)		
化粧品等					0.36047	(E)		
上記以外の用途					0.35742	(F)		
↑						⑥ = (A) ~ (F) の合計	⑦ = 再商品化実施委託単価	⑧ × ⑦ = 再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 (「主たる業種」という意味ではありません。)						再商品化委託申込量(kg)→	5.3円/kg	

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により消費した特定容器の量」が算定できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」は個別事業者ごとに個別の算定が必要となりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されます。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入 (kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入 (kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により消費した特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量 控除した量 (kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価 (円/kg) (消費税を含みます)	再商品化実施委託料金(円)
食料品			/		0.31657	(A)	/	/
清涼飲料等					0.28298	(B)		
酒類					0.24527	(C)		
医薬品					0.27123	(D)		
化粧品等					0.34245	(E)		
上記以外の用途					0.08936	(F)		
↑						⑥ = (A) ~ (F) の合計	⑦ = 再商品化実施委託単価	⑧ × ⑦ = 再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 (「主たる業種」という意味ではありません。)						再商品化委託申込量(kg)→	5.3円/kg	